



マナビつうしん

平成30年8月29日(水)

ご存知でしたか (コミュニティ・スクールの設置努力義務)

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が、平成29年3月に一部改正され、文部科学省が進める法律に基づく学校運営協議会制度を導入した学校、いわゆるコミュニティ・スクールを教育委員会が設置するよう努める、設置努力義務が示されました。

今年の6月8日の文部科学省の発表によると、平成30年4月1日時点で、全国では5432校がコミュニティ・スクールになりました。これは、全国の公立学校の14.7%です。1年前は、3600校だったので、1年間で1832校増えたこととなります。学校と地域との連携・協働を進めるために市町村教育委員会の役割が重要となってきました。国は、今後、学校教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、改正法の施行後5年を目途として改めて検討を行い、必要があると認めるときには所要の措置を講ずるとしています。

皆様のご協力のおかげで、信州型コミュニティスクールの設置率が100%になりました。今後、上記の国の状況を踏まえ、コミュニティ・スクールの設置を求める自治体や学校に対しては、情報提供等の支援を行います。また、信州型コミュニティスクールの取組を充実させ、実践していくことは、コミュニティ・スクールに移行する場合、効果的な実施につながると考えており、引き続き信州型コミュニティスクールの促進を図っていききたいと思います。

Q

1

信州型コミュニティスクールとコミュニティ・スクールの違いは？

	信州型コミュニティスクール	コミュニティ・スクール
組 織	運営委員会	学校運営協議会
設置者	学 校	市町村教育委員会
委 員	教育委員会の協力を得て校長が委嘱	教育委員会規則に基づき委嘱
機 能	① 学校運営参画 ② 学校支援 ③ 学校関係者評価 を一体的に実施する。	① 学校運営参画 ・学校運営の基本方針を承認する。 ・学校運営について意見できる。 ・教職員の任用に関して、教員委員会規則に定めた事項について意見ができる。

より詳しいことについては、中信教育事務所生涯学習課までお問い合わせください。

Q

2

コミュニティスクールについて、もっと詳しく知りたい、学びたいときは？

- いつでも遠慮なく中信教育事務所（電話：0263-40-1977）までお問い合わせください。
- 12月1日に「平成30年度学社連携協働フォーラム」が開催されます。文部科学省の相田康弘さんの講演を予定しています。これからのコミュニティスクールの充実と方向性、コミュニティスクールのよさについてお話をうかがえますので、ぜひご参加ください。